

「金沢大学工学部創立100周年記念事業」への 寄附のご案内

目的

金沢大学工学部(現理工学域)は、2020年に前身校の設置から数えて創立100周年を迎えます。工学部創立100年の軌跡を彰かにし、次なる100年の大計を察するための記念事業の実施を目的とします。

事業内容

1. 記念碑の建立(小立野工学部跡地)
2. 工学部100周年記念誌の刊行
3. 創立100周年記念式典・祝賀会の開催

寄附金の目標額

5,000万円

寄附金種別

- 個人:1口 3千円 できるだけ2口以上でお願いいたします。5口以上をご寄附いただいた場合、寄附者銘板にご芳名を掲げ、末永く顕彰させていただきます。また、記念誌を贈呈いたします。
- 法人:1口 1万円 できるだけ5口以上でお願いいたします。10口以上をご寄附いただいた場合、寄附者銘板にご芳名を掲げ、末永く顕彰させていただきます。また、記念誌を贈呈いたします。

寄附金募集期間

2019年4月より2020年12月末日まで

寄附金の申込(払込)方法

専用の振込用紙にて、本学指定の金融機関(ゆうちょ銀行・北陸銀行本支店・北國銀行本支店)、あるいは、その他の金融機関からお振込ください。指定金融機関からお振込の場合、振込手数料は当記念事業が負担いたします。その他の金融機関をご利用の場合は、誠に恐れ入りますが、振込手数料はご寄附者様のご負担となりますので、あしからずご了承ください。寄附金の入金を確認させていただいた後、本学が発行する「寄附金領収証明書」をお送りいたします。

税法上の優遇措置

金沢大学への寄附金については、税法上の優遇措置が受けられます。本学が発行する「寄附金領収証明書」を添えて、確定申告により手続きをお取りください。

○個人からのご寄附に対する措置

- 「金沢大学基金」への寄附は、所得税法上の寄附金控除対象となる特定寄附金(所得税法78条第2項第2号)として財務大臣から指定されており、当記念事業が該当します。
- 当該寄附金額(ただし、総所得額の40%を限度とする)から2,000円を引いた額が所得から差し引かれる金額(寄附金控除)となります。
- 寄附された翌年の1月1日に石川県内にお住まいの方は、県民税及び市町村民税の寄附金税額控除を受けることができます。2,000円を超える寄附金額に対し、県民税は4%、市町村民税は6%を乗じた額が控除されます。(石川県税条例、県内市町村民税条例)
- 石川県以外にお住まいの方は、それぞれお住まいの都道府県及び市町村により取扱いが異なりますので、お問い合わせ願います。

○法人等からのご寄附に対する措置

寄附金の全額を損金算入することができます。

お問い合わせ先

〒920-1192 金沢市角間町 金沢大学自然科学本館
金沢大学工学部創立100周年記念事業会、金沢工業会事務局
TEL/FAX: 076-264-0482(金沢工業会事務局) E-mail: kkk@se.kanazawa-u.ac.jp